



長野県報

9月25日(月)
平成18年
(2006年)
第1798号

目 次

告 示

解除予定保安林（森林づくりチーム）	2
基本測量の実施（県土活用支援チーム）	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防チーム）	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防チーム）	2
長野県収入証紙売りさばき人の名称変更（会計チーム）	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（NPO推進チーム）	3
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（生活排水対策チーム）	3
土地改良区連合の定款変更の認可（水と土・郷づくりチーム）	3
土地改良区の定款変更の認可（水と土・郷づくりチーム）	3
一般競争入札（森林づくりチーム）	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（24件）（産業政策チーム）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策チーム）	28
都市計画道路の変更案作成のための公聴会の中止（都市計画チーム）	29
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（水と土・郷づくりチーム）	29
一般競争入札（自律教育チーム）	29
正誤（建築まちづくりチーム）	30

長野県告示第464号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北安曇郡池田町大字会染773の29、773の31から773の33まで、773の100、773の105から773の112まで、921の8、921の9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくりチーム

長野県告示第465号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
基本測量（基準点測量、基準点改測作業）
- 2 作業期間
平成18年10月2日から平成19年1月9日まで
- 3 作業地域
小諸市

県土活用支援チーム

長野県告示第466号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
湯洞、北沢支溪、明沢川、晴沢、上手山沢、花岡川、城堀川支溪、戸谷川、沢入川、矢の入沢左溪、矢の入沢支溪、沢川、大清水川、次郎坊川、堂洞、北川、兎沢、大門沢、錢時、尾茂沢、吹上1、清水沢、樅の木川3、樅の木川2、樅の木川1、富田沢支溪及び富田沢
- 2 指定の区域
伊那市、上伊那郡箕輪町及び南箕輪村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防チーム及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防チーム

長野県告示第467号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称

湯洞、北沢支溪、明沢川、晴沢、上手山沢、花岡川、城堀川支溪、戸谷川、沢入川、矢の入沢左溪、矢の入沢支溪、沢川、大清水川、次郎坊川、堂洞、北川、兎沢、大門沢、錢時、尾茂沢、清水沢、樅の木川3、樅の木川2、樅の木川1、富田沢支溪及び富田沢

- 2 指定の区域

伊那市、上伊那郡箕輪町及び南箕輪村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防チーム及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防チーム

長野県告示第468号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成18年9月12日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）変更の届出がありました。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の氏名（名称）	売りさばき場所
新	伊那市役所高遠町総合支所	伊那市高遠町西高遠1806番地
旧	高遠町役場	

会計チーム